

釜石市スポーツ少年団等指導者活動支援事業補助金申請に係る Q.A

No.	質 問	回 答
1	補助金の上限が5万円とあるが、同じ資格を複数人が取得しても上限額は5万円か。	1団体当たりの上限額は5万円です。5万円以内であれば何名分でも合わせて申請出来ます。
2	申請は1年度に1回か。 講習会の開催日程が開催日近くにならないと分からず、講習会開催要項もない場合、申請出来るか。	1年度に1回の申請となります。 申請時点で未定の場合は、講習会の主催者等にご確認いただいた後、予定として過年度の開催要項等の提出をお願いします。
3	同一の資格で岩手県・東北・全国のすべての講習会に出なければならぬ場合は都度申請する必要があるのか。	申請は1回となりますので、受講予定の講習会をまとめて申請してください。
4	補助対象者について、指導者が釜石市民であれば対象者となるか。	補助金の申請者は市内のスポーツ少年団等であり、指導者の住所地は求めません。但し、スポーツ少年団等の住所は釜石市内に限ります。
5	団員が釜石市民と近隣自治体の住民で合わせて5名の場合、団体所在地が釜石市内なら対象になるか。	対象者の条件として、市内に住所がある小学生又は中学生が5名以上いるスポーツ少年団等が対象となります。
6	中学校部活動指導員人材バンクに登録した後、中学校側が受け入れない場合(部活動指導員として活動しない場合)は対象外になるか。	本補助金により資格を取得・更新した指導者等の人材バンクへの登録は必須ですが、登録後の部活動指導員としての活動の有無は補助条件に含まれません。
7	補助金を申請しない団体の指導者も人材バンクへ登録できるか。	既に資格を取得された方やスポーツ指導の実績等がある方など、部活動指導員の対象の方は、補助金申請の有無に関わらず、人材バンクへの登録・応募は可能です。
8	審判員の資格取得について補助金を申請する場合、人材バンクへの登録は必要か。	人材バンクへの登録が補助の必須条件となりますので、必ず登録をお願いします。
9	講習会を受講した領収書が無い場合、どうすれば良いか。	補助金の精算の際、講習会等受講に係る領収書や資格取得、登録を証する書類の提出は必須となります。書類を紛失した場合など、書類の提出が無い経費は対象外となりますので、失くされないようお願いします。